

ホール内飲食届出書

令和 年 月 日

鳥取県立県民文化会館
館長 岡崎 隆司 様郵便番号
住 所
届出者 氏 名
(団体にあつては、団体の名称及び代表者の氏名)
電話番号 () -

鳥取県立県民文化会館 ホール内での飲食について、次のとおり許可をいただきたく届出いたします。なお、施設、設備の汚損防止に努め、万が一汚損が生じた場合には届出者の責任をもって、清掃・洗浄等により原状復帰いたします。

催 物 名	
飲食する日時	令和 年 月 日 () 時 分から 令和 年 月 日 () 時 分まで
飲食する場所	梨花ホール客席 ・ 小ホール客席 (該当する場所に○印を付けてください。)
飲食が必要な理由	
会場責任者	

鳥取県立県民文化会館の管理・利用に関する規程

第 13 条 (行為の制限等)

2 梨花ホール及び小ホールを利用して行う大会、研修会又は会議等での開催時間中、参加者にやむを得ず食事を提供する必要があると認められる場合、次の条件を付して認めることができるものとする。

- 1 ホール内へ水、お茶以外の飲み物(コーヒー及びジュース類)を持ち込まないこと
- 2 弁当などの空き箱等のゴミは、利用者が責任をもって館外に搬出し、処理すること。